平成２５年（フ）第２５６号
神奈川県厚木市関口257番地１　サニーヒル106、前住所神奈川県厚木市中町３丁目８番１　206号
債務者　岡野　　綾（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７９号
鹿児島県鹿児島市向陽２丁目26番５号ベルエポック向陽台202号
債務者　田中　文彦
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿児島市上本町４番２号第３濱田ビル302号
債務者　北野　正孝
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目40番６号セジュールシャトーＢ棟201号
債務者　久永美由紀
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
鹿児島県西之表市西之表7225番地
債務者　平原　隆治
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
埼玉県日高市大字鹿山61番地１　県営住宅３―304
債務者　前田千代子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２６３号
埼玉県日高市大字鹿山61番地１　県営住宅３―304
債務者　前田　律子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７１号
埼玉県川越市今成１丁目12番地34
債務者　中野　一平
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２８７号
埼玉県所沢市大字山口2881番地の５　ルーデンス201
債務者　中島　英樹
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１９号
神奈川県厚木市戸室３丁目６番７号
債務者　三瓶　美光
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４８号
神奈川県南足柄市関本290番地５　パランカ101号室
債務者　戸村　大祐
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４９号
神奈川県南足柄市和田河原290番地　若宮ハイツＣ―101、前住所神奈川県足柄上郡山北町平山573番地３
債務者　戸村志眞子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３号
愛知県安城市池浦町丸田22番地
債務者　伴　　信子（旧姓福澤）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
香川県仲多度郡多度津町大字山階533番地２
債務者　篠丸　昭次
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４８号
香川県坂出市林田町2845番地５　富永アパート中
債務者　山地　勇人
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１３号
盛岡市北山２丁目16番８号
債務者　福田さと子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２１号
山形県酒田市上安町１丁目２番地の10
債務者　本間　公輝
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
山形地方裁判所酒田支部